

議案第 2 号

かすみがうら市公の施設の広域利用に関する条例の制定について

かすみがうら市公の施設の広域利用に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市公の施設の広域利用に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づく公の施設の広域利用に関し、石岡市、行方市、小美玉市及び茨城町（以下「協定市町」という。）の住民が本市の公の施設を利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「公の施設の広域利用に関する協定」とは、本市及び協定市町が設置する公の施設を本市及び協定市町の住民が相互に利用することを定めた協定をいう。

(広域利用施設)

第 3 条 本市が設置する公の施設のうち、公の施設の広域利用に関する協定の対象とするもの（以下「広域利用施設」という。）は、別表右欄に掲げるとおりとする。

(協定市町の住民に対する条例の適用)

第 4 条 広域利用施設に係る別表左欄に掲げる条例の協定市町の住民に対する

適用については、協定市町の住民を本市の住民とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、協定市町の住民については、かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号）第4条第1項各号（第2号イを除く。）及び第5条の規定は適用しない。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 施設の使用申請、使用許可、その他のこの条例を施行するために必要な行為は、公の施設の広域利用に関する協定の締結の日から行うことができる。

別表（第3条関係）

| 公の施設の条例 | 広域利用施設 |
|---------------------------------------|-----------------------|
| かすみがうら市体育施設条例 （平成17年かすみがうら市条例第83号） | かすみがうら市体育センター |
| | かすみがうら市多目的運動広場 |
| | かすみがうら市戸沢公園運動広場 |
| | かすみがうら市第1常陸野公園多目的広場 |
| | かすみがうら市第1常陸野公園野球場 |
| | かすみがうら市多目的運動広場テニスコート |
| | かすみがうら市第1常陸野公園テニスコート |
| | かすみがうら市第1常陸野公園ゲートボール場 |

| | |
|---|---------------------------------|
| | かすみがうら市多目的運動広場弓道場 |
| かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例 (平成17年かすみがうら市条例第84号) | かすみがうら市千代田B&G海洋センター |
| かすみがうら市立図書館条例 (平成21年かすみがうら市条例第26号) | かすみがうら市立図書館 かすみがうら市立図書館千代田分館 |